

# 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

## 【訪問看護・介護予防訪問看護】

これらの要件は、令和6年4月現在のものであります。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容を見直す場合がありますのであらかじめご了承ください。

※1 届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から算定が可能です。(消印有効)

16日以降になされた場合は翌々月からの算定になります。

ただし、緊急時訪問看護加算については、届出を受理した日から算定します。

※2 加算を取り下げの場合は速やかに広域福祉課に届け出てください。

### 1 加算・減算

項目	必要書類
<b>高齢者虐待防止措置実施の有無</b> (訪問看護・介護予防訪問看護)	☆減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
<b>緊急時訪問看護加算</b> (訪問看護・介護予防訪問看護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④緊急時(介護予防)訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙16) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成) (勤務形態一覧表に各日の緊急時連絡担当職員が分かるよう○印を付してください) ⑥資格者証(写)(未提出分)
<b>特別管理体制</b> (訪問看護・介護予防訪問看護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④緊急時(介護予防)訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙16)
<b>専門管理加算</b> (訪問看護・介護予防訪問看護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④専門管理加算に係る届出書(別紙17) ⑤専門の研修を修了したことが確認できる文章(当該研修の名称、実施主体、終了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)
<b>ターミナルケア体制</b> (訪問看護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙8) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑥資格者証(写)(未提出分)
<b>遠隔死亡診断補助加算</b> (訪問看護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④遠隔死亡診断補助加算に係る届出書(別紙18) ⑤研修を修了したことが確認できる文書(当該研修の名称、実施主体、終了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)

<b>看護体制強化加算</b> (訪問看護・介護予防訪問看護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④看護体制強化加算に係る届出書(別紙19) ⑤各加算(1. 緊急時・2特別管理・3ターミナルケア)の算定状況※がわかる書類 ※1及び2については算定日が属する月の前6か月間、3については算定日が属する月の前12か月間の算定状況 ⑥職員の割合の算定根拠がわかる書類(任意様式)
<b>口腔連携強化加算</b> (訪問看護・介護予防訪問看護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11) ⑤歯科医療機関の歯科衛生士に相談ができる体制の確保がわかる書類(委託契約書・覚書等)
<b>サービス提供体制強化加算</b> (訪問看護・介護予防訪問看護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14-2) ⑤研修等に関する状況確認表(サービス提供体制強化加算)(参考様式34) ⑥全ての看護師等について、個別具体的な研修計画の目標、内容、研修期間、実施期間等を定めた研修計画(参考様式35) ⑦職員の割合の算出根拠がわかる書類(任意様式)
<b>定期巡回・随時対応サービス連携</b> (訪問看護)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書(別紙15) ⑤連携の内容がわかる書類(写)(契約書・協定書など)

## 2. 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成12年3月1日老企第36号)
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年3月17日老計発0317001 老振発0317001 老振発0317001)